

大津市公報

令 和 6 年 5 月 28 日 号 外 (第 39 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

市章

目

次

〇議会議長告示

議会議長告示

大津市議会議長告示第4号

大津市議会個人情報保護条例施行規程(令和5年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。 令和6年5月28日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の 障害があること。

ア~ウ 一略一

エ 治療方法が確立していない疾病その他の 特殊の疾病であって障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第4条第1項の政 令で定めるものによる障害の程度が同項の 厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2)~(5) —略一

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- **第5条** 条例第11条の個人の権利利益を害するお それが大きいものとして議長が定めるものは、 次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)及び(2) 略-
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある <u>保有個人情報</u>の漏えい等が発生し、又は発生 したおそれがある事態

(4) 一略一

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲にお

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の 障害があること。

ア~ウ 一略一

エ 治療方法が確立していない疾病その他の 特殊の疾病であって障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第4条第1項の政 令で定めるものによる障害の程度が同項の 主務大臣が定める程度であるもの

 $(2)\sim(5)$ 一略一

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するお それが大きいものとして議長が定めるものは、 次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)及び(2) 一略一
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある 議会に対する行為による保有個人情報(議会 局の職員が取得し、又は取得しようとしてい る個人情報であって、保有個人情報として取 り扱われることが予定されているものを含 む。) の漏えい等が発生し、又は発生したお それがある事態

(4) 一略一

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知を する場合には、前項各号に定める事態を知った 後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本 人の権利利益を保護するために必要な範囲にお いて、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 一略一
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3)~(5) 一略一

いて、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 一略一
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。) の項目
- (3)~(5) -略-

附則

この告示は、令和6年5月28日から施行する。